**千葉市トライアル発注認定事業販売促進支援補助金交付要綱**

（趣旨）

第１条　市長は、市内中小企業者の新規性の高い優れた新商品の普及を促進するため、千葉市トライアル発注認定事業の認定事業者が認定商品の販売促進のために要する経費について、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和６０年千葉市規則第８号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、各号に定めるところによる。

（１）千葉市トライアル発注認定事業　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の２第１項第４号の規定による新製品の生産及び新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者を市長が認定することをいう。

（２）新製品　千葉市トライアル発注認定事業実施要綱（以下「認定要綱」という。）第２条に規定する製品をいう。

（３）新役務　認定要綱第３条に規定する役務をいう。

（４）認定事業者　認定要綱第９条第２項及び第３項に規定する「認定に区分された者」をいう。

（５）大企業　中小企業基本法第２条第１項に該当する中小企業者以外の会社をいう。

（６）みなし大企業　次のいずれかに該当する者をいう。

ア　発行株式の総数又は出資価格の総額の２分の１以上を同一の大企業（ベンチャーキャピタルを除く。本号において以下同じ。）が所有し、又は出資している中小企業者

イ　発行株式の総数又は出資価格の総額の３分の２以上を複数の大企業が所有し、又は出資している中小企業者

ウ　大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の２分の１以上を占めている中小企

業者

エ　大企業が、実質的に経営を支配（例：大企業及びその子会社等が過半数の議決権を保持　　　　する場合又は大企業及びその子会社等が議決権について指示できる場合）する力を有し　　　　ているとみられる中小企業者

（７）認定商品　認定要綱第９条の規定により認定を受けた認定事業者が生産・提供する新製品　　　又は新役務のうち、認定要綱第９条第３項に規定する認定の効力が継続する期間（以下「認　　　定期間」という。）内のものをいう。

（８）販売促進　認定商品の認知度向上等による購入・消費を促すための活動をいう。ただし、展示会出展及びノベルティ・サンプル制作を除く。

（９）会計年度　各年の４月１日から翌年３月３１日までをいう。

（補助事業者）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、第８条の規定による交付申請を行う時点において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

（１）市内に実質的な主たる事業所を有し、中小企業等経営強化法（平成１１年法律第１８号）第２条第１項各号のいずれかに該当する者であること。

（２）千葉市トライアル発注認定事業の認定期間にある認定事業者であること。

（３）市税（延滞金を含む。）の滞納がないこと。

（４）個人が申請する場合、成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者でないこと。

（５）原則として、同一商品について本補助金の交付を受けたことがないこと。

（６）第９条第１項に規定する補助金交付決定の日以降、千葉市が行う照会等に積極的に協力する意思があること。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当した者は、補助事業者の資格を失うも

のとする。

（１）千葉市暴力団排除条例（平成２４年千葉市条例第３６号）第２条に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員（以下「暴力団員」という。）がその事業活動を支配する者

（２）法人にあっては、代表者又は役員が暴力団員である者

（３）暴力団又は暴力団員に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

（４）法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者及び当該行為を行う恐れのある者

（５）脅迫的な言動又は暴力を用いる行為を行う者及び当該行為を行う恐れのある者

（６）風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて千葉市の信用を棄損し、又は千葉市の業務を妨害する行為を行う者及び恐れのある者

（７）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条に規定する営業を行う者

（８）公序良俗に反する事業を行う者やアダルトサイト、出会い系サイト、マルチ商法、情報商材、ギャンブル等の公的な支援の対象として、不適切な事業を行う者

（９）宗教活動又は政治活動を目的とする者

（10）大企業及びみなし大企業

（11）前各号に準ずる行為を行う者

　（補助対象事業）

第４条　補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

（１）認定要綱第９条第３項に規定する認定期間の最終年度にある認定商品の販売促進であること。

（２）千葉市トライアル発注認定事業の認定商品であることを明記して販売促進が行われること。

（３）庁内に導入実績のある認定商品については、導入実績を明記して販売促進が行われること。

（補助対象期間）

第５条　補助対象期間は、補助金の交付決定日から交付決定日の属する会計年度の３月３１日までとする。

（補助対象経費）

第６条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象期間に支払いが完了した、認定商品の販売促進に係る経費のうち、別表第１に掲げる経費とする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するものは、対象外とする。

（１）他の機関又は制度において助成を受けた経費

（２）公的な支援の対象として、市長が不適当と認める経費

（補助金の額）

第７条　補助金の額は、補助対象経費の２分の１以内の額で、２０万円を限度とし、当該年度の

予算の範囲内において交付する。

２　前項の規定により補助金の額を算定する場合において、その額に１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第８条　補助金の交付を申請する者（以下「申請者」という。）は、市長の指定する期日までに、千葉市トライアル発注認定事業販売促進支援補助金交付申請書（様式第１号）に、別表第２に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第９条　市長は、前条の規定による申請があったときは、書類審査及び必要な調査等を行い、補助金を交付すべきと認めたときは、千葉市トライアル発注認定事業販売促進支援補助金交付決定通知（様式第５号）により、申請者に通知するものとする。

２　市長は、補助金の交付を決定する場合において、必要な条件を付すことができる。

３　市長は、補助金を交付しない決定をしたときは、千葉市トライアル発注認定事業販売促進支援補助金不交付決定通知書（様式第６号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第１０条　市長が補助金の交付決定をする場合において付する条件は、次に掲げるとおりとする。

（１）補助事業等の内容、経費の配分又は事業計画等の変更をする場合においては、あらかじめ市長に申請すること。ただし、補助金の使途若しくは金額又は事業計画の根幹となる部分の変更等以外で、軽微な変更と市長が認める場合は、申請を要しない。

（２）補助事業を中止又は廃止する場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。

（３）補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合には速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

（４）その他市長が必要と認める事項

（補助金の変更交付申請）

第１１条　補助事業者は、前条第１号に規定する補助事業等の内容、経費の配分又は事業計画等の変更をするときは、あらかじめ千葉市トライアル発注認定事業販売促進支援補助金変更交付申請書（様式第７号）に、別表第３に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

（補助金の変更交付決定等）

第１２条　市長は、前条の規定による変更申請があったときは、書類審査及び必要な調査を行い、適当と認めるときは、変更交付を決定する。

２　市長は、補助金の変更交付を決定する場合において、必要な条件を付すことができる。

３　市長は、第１項の規定により変更交付を決定したときは、千葉市トライアル発注認定事業販売促進支援補助金変更交付決定通知書（様式第８号）により、補助事業者へ通知するものとする。

４　市長は、変更内容を審査し不決定とするときは、千葉市トライアル発注認定事業販売促進支援補助金変更不交付決定通知書（様式第９号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（補助金交付申請の取下げ）

第１３条　申請者が、第８条の補助金の交付申請の取下げを行う場合は、千葉市トライアル発注認定事業販売促進支援補助金交付申請取下書（様式第１０号）に、別表第４に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

（中止又は廃止の申請）

第１４条　第９条の規定により補助金の交付決定を受けた者が、やむを得ない事由により、事業を中止又は廃止する場合は、第１０条第２号の規定によりあらかじめ千葉市トライアル発注認定事業販売促進支援補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第１１号）に、別表第５に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定により中止又は廃止の承認申請があったときは、書類審査及び必要な調査を

行い、承認する場合には、千葉市トライアル発注認定事業販売促進支援補助金事業中止（廃止）承

認通知書（様式第１２号）により、補助事業者へ通知するものとする。

３　市長は、事業の中止又は廃止の理由について、やむを得ない事由であると判断したときは、補助対象期間の内の支払済みの対象経費に係る補助金を交付することができる。

（実績報告）

第１５条　補助事業者は、補助対象期間における交付決定を受けた認定商品の販売促進に係る経費の支払い実績等の報告をしようとするときは、千葉市トライアル発注認定事業販売促進支援補助事業実績報告書（様式第１３号）に、別表第６に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。なお、前条第２項に規定する千葉市トライアル発注認定事業販売促進支援補助金事業中止（廃止）承認通知書の通知を受けた者のうち、同条第３項の規定により補助金の交付を受ける者も同様とする。

２　補助事業者は、次の各号に掲げる日のうち、いずれか早い期日までに提出する。

（１）補助金の交付決定日の属する会計年度の３月３１日

（２）補助金の交付申請時に提出した千葉市トライアル発注認定事業販売促進支援補助金交付申請額内訳書（様式第２号）に記載されている全ての物品等（以下「補助対象物品等」という。）の購入費用の支払い終了日の翌日から起算して３０日以内

（補助金額の確定）

第１６条　市長は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の実績報告があったときは、書類審査及び必要な調査を行い、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金額を確定し、千葉市トライアル発注認定事業販売促進支援補助金額確定通知書（様式第１４号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（補助金交付の時期）

第１７条　補助金は、前条の規定により確定した額を、補助事業の終了後に交付するものとする。

（補助金の交付の請求）

第１８条　第１６条の規定による補助金額確定通知を受けた補助事業者が、補助金の交付を請求しようとするときは、千葉市トライアル発注認定事業販売促進支援補助金交付請求書（様式第１５号）に、別表第７に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

（交付決定等の取消し）

第１９条　市長は、補助事業者が、規則第１７条第１項に該当すると認められる場合の他、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）市税（延滞金を含む。）、使用料その他公課を滞納したとき。

（２）事業所の操業に際し、重大な法令違反等があったことが明らかになったとき。

（３）第３条第１項に規定する事項のいずれかに該当しないとき。

（４）第３条第２項に規定する事項のいずれかに該当したとき。

（５）その他市長が補助金を交付すること又は交付したことが不適当と認めるとき。

２　前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても、適用するものとする。

３　市長は、第１項の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すときは、補助事業者へ千葉市トライアル発注認定事業販売促進支援補助金交付決定取消通知書（様式第１６号）により通知するものとする。

　（補助金の返還）

第２０条　市長は、前条の規定により、補助金の交付決定等を取り消した場合において、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるときは、千葉市トライアル発注認定事業販売促進支援補助金返還命令書（様式第１７号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の経理）

第２１条　この要綱により補助金の交付を受けた者は、当該補助事業に係る経理について明確にした帳簿書類を整理保管し、補助対象期間の属する年度の翌月初日から起算して１０年間保存しなければならない。

（その他）

第２２条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

　　附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表第１　補助対象経費（第６条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 分　類 | 経費の例示 |
| 印刷費 | ・パンフレット制作費・チラシ制作費 |
| コンテンツ制作費 | ・ＥＣ専用のホームページ制作に係る委託費・映像コンテンツ制作に係る委託費 |
| 広告費 | ・新聞広告掲載費・雑誌広告掲載費・インターネット、ＳＮＳを活用した広告掲載費・電柱広告費・看板広告費・営業委託費（ポスティング等）・商品説明会開催費（参加者無料に限る） |
| クラウドファンディング経費 | ・クラウドファンディング（写真撮影・加工・ライティング）費用 |

※展示会出展費用は対象外とする。

※ノベルティ・サンプル制作費は対象外とする。

※認定商品が複数ある場合、同一年度内に複数の認定商品の販売促進に係る経費補助を認める。

（例１）令和３年度に商品Ａと商品Ｂの認定を受け、令和５年度に各認定商品について、本補助金を一度に申請する場合。【上限額２０万円】※同一年度内に、再度の申請は認めない。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 申請 | 認定商品名 | 分類 | 補助の可否 | 補助上限額 |
| １度目 | 認定商品Ａ | 印刷費 | 可 | ２０万円 |
| 認定商品Ｂ | 広告費 | 可 |

（例２）令和３年度に商品Ａと商品Ｂの認定を受け、令和５年度に本補助金を２回に分けて申請する場合。【各申請の上限額２０万円（合計４０万円）】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 申請 | 認定商品名 | 分類 | 補助の可否 | 補助上限額 |
| １度目 | 認定商品Ａ | 印刷費 | 可 | ２０万円 |
| ２度目 | 認定商品Ｂ | 広告費 | 可 | ２０万円 |

※上限額の範囲内において、複数経費の補助についても認める。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 認定商品名 | 分類 | 補助の可否 | 補助上限額 |
| 認定商品Ａ | 印刷費 | 可 | ２０万円 |
| 広告費 | 可 |

別表第２　交付申請書添付書類（第８条関係）

|  |
| --- |
| （１）千葉市トライアル発注認定事業販売促進支援補助金交付申請額内訳書（様式第２号）（２）補助対象経費の積算基礎となる見積書等経費の内容が分かる書類の写し（３）事業計画書（様式第３号）（４）直近２営業期間の貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、直近１年間の事業内容等を記載した書類）（５）登記事項証明書の写し（３か月以内）（個人の場合は、確定申告書の写し、事業の開業・廃止等届出書等、代表者、屋号、事業所所在地等が分かる資料）（６）法人の場合で、本店が市内に登記されていない場合や事業所が市内外に複数ある場合は、確定申告書類第６号及び第１０号様式の写し（これらの書類がない場合にあっては、市内に実質的な主たる事業所を有することが分かる書類）（７）誓約書（様式第４号） |

別表第３　変更交付申請書添付書類（第１１条関係）

|  |
| --- |
| （１）変更に伴う関係書類（２）その他市長が必要と認める書類 |

別表第４　交付申請取下書添付書類（第１３条関係）

|  |
| --- |
| （１）取下げに伴う関係書類（２）その他市長が必要と認める書類 |

別表第５　事業中止（廃止）承認申請書添付書類（第１４条関係）

|  |
| --- |
| （１）事業の中止（廃止）に伴う関係書類（２）その他市長が必要と認める書類 |

別表第６　実績報告書添付書類（第１５条関係）

|  |
| --- |
| （１）購入した物品、サービスの支払いを証明する書類（２）補助事業の成果を示すもの　　　物品を購入した場合　　：購入した物品の実物写真など　　　サービスを購入した場合：サービスの成果物など（３）その他市長が必要と認める書類 |

別表第７　交付請求書添付書類（第１８条関係）

|  |
| --- |
| （１）千葉市トライアル発注認定事業販売促進支援補助金交付決定通知書（様式第５号）の写し（千葉市トライアル発注認定事業販売促進支援補助金交付要綱第１２条第１項に規定する補助金の変更の交付決定を受けている場合には、千葉市トライアル発注認定事業販売促進支援補助金変更交付決定通知書（様式第８号）の写し）（２）千葉市トライアル発注認定事業販売促進支援補助金額確定通知書（様式第１４号）の写し（３）その他市長が必要と認める書類 |

様式第１号（第８条関係）

|  |
| --- |
| 千葉市トライアル発注認定事業販売促進支援補助金交付申請書　　　　年　　月　　日　（あて先）千葉市長所在地又は住所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　　名　　　称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　（※）（※）記名押印又は本人（代表者）が署名してください。担当者　　（氏名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（連絡先電話番号）　　 　　　　　　　　　－　　　　　　－　　　　　　　　 （連絡先電子メールアドレス）　　　　　　　　　 　　　　　 　＠　　　　　　　　　千葉市トライアル発注認定事業販売促進支援補助金を受けたいので、千葉市トライアル発注認定事業販売促進支援補助金交付要綱第８条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。提出した書類、記載内容は事実に相違ないことを申し添えます。また、この申請に対する同要綱第３条第１項第３号に基づく補助事業者の要件を審査するため、当社（個人事業主の場合はその個人）の市税に関する課税・納税情報について、市役所内関係機関に調査、照会することを承諾します。記 |
| １　認定商品の名称 | （※申請する認定商品が複数ある場合はすべて記入） |
| ２　補助金の交付申請額 | 　金　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| ３　事業予定時期 | 　　　　　　　年　　　　　　月　　　　　　日※対象経費の支払完了予定日 |
| ４　添付書類 | （１）千葉市トライアル発注認定事業販売促進支援補助金交付申請額内訳書（様式第２号）（２）補助対象経費の積算基礎となる見積書等経費の内容が分かる書類の写　　し（３）事業計画書（様式第３号）（４）直近２営業期間の貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、直近1年間の事業内容等を記載した書類）（５）登記事項証明書の写し（３か月以内）（個人の場合は、確定申告書の写し、事業の開業・廃止等届出書等、代表者、屋号、事業所所在地等が分かる資料）（６）法人の場合で、本店が市内に登記されていない場合や事業所が市内外に複数ある場合は、確定申告書類第６号及び第１０号様式の写し（これらの書類がない場合にあっては、市内に実質的な主たる事業所を有することが分かる書類）（７）誓約書（様式第４号） |

様式第２号（第８条関係）

千葉市トライアル発注認定事業販売促進支援補助金交付申請額内訳書

**１　交付申請を行う経費の内訳**　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 分　類 | 金　額(消費税抜） | 「金額（消費税抜）」の積算基礎 |
| １ | 印　刷　費 |  |  |
| ２ | コンテンツ制作費 |  |  |
| ３ | 広　告　費 |  |  |
| ４ | クラウドファンディング経費 |  |  |
| 合計（補助対象経費） |  |  |

※「金額（消費税抜）」の積算基礎は、積算基礎となる見積書等経費の内容が分かる書類の写しの内容と一致する必要があります。

※「金額（消費税抜）」の積算基礎には、「金額（消費税抜）」に計上したすべての経費を記載してください。

**２　補助金交付申請額**（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象経費の額 | 補助率 | 補助金交付申請額（上限２０万円）※1,000円未満の端数は切り捨て |
|  | ×１/２＝ |  |

様式第３号（第８条関係）

事業計画書

１　認定商品の概要

|  |  |
| --- | --- |
| フリガナ |  |
| 認定商品等の名称 |  |
| 認定年度 | 　　　　　　　年度 |
| 販売開始時期 | 年　　　　月　　　　日 |
| 販売価格 | １単位当たり　　　　　　　　　円（税抜実売価格）（単位：　　　　） |
| 販売方法 | （※販売ルート、主な販売先・販売手段について記載してください） |
| 当該認定商品等における過去３年間の売上状況 | 決算期 | 年　　月期 | 　　　年　　月期 | 年　　月期 |
| 売上数量 |  |  |  |
| 売上高 | 　　　　　千円 | 　　　　　　千円 | 　　　　　　千円 |

２　事業計画

　　①**申請する経費を活用した今後の販売促進の展開について**記載してください。

②内容の記載は、**具体的かつ簡潔に記述し、必要により図表を交え、重要ポイントを分かりやすく記載してください。**

|  |  |
| --- | --- |
| 交付申請を行う経費（該当する項目に☑をしてください） | □印刷費　　□コンテンツ制作費　　□広告費□クラウドファンディング経費　　 |
| 補助事業の目的・内容 |  |
| 想定される顧客及び使用場面 |  |
| 見込まれる事業効果 | （※申請経費を活用して得られる事業効果について説明してください。） |
| 今後３年間の売上目標及び売上時期 | 決算期 | 　　年　　月期 | 年　　月期 | 年　　月期 |
| 売上数量 |  |  |  |
| 売上高 | 　　　　　千円 | 　　　　　千円 | 　　　　千円 |

様式第４号（第８条関係）

誓　　約　　書

 　　年 　　月 　　日

　（あて先）千 葉 市 長

 　　　　　　　 　　　　　　所在地又は住所

 　　 　　　　　　名称

　　 　　　　　　　　　　　　代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　（※）

（※）記名押印又は本人（代表者）が署名してください。

　千葉市トライアル発注認定事業販売促進支援補助金の申請に当たり、下記事項を守ることを誓約します。なお、誓約した事項に偽りがあることが判明した場合には、交付された千葉市トライアル発注認定事業販売促進支援補助金を全額返納することに同意します。

記

１　千葉市暴力団排除条例（平成２４年条例第３６号）第２条に規定する暴力団又は

暴力団員、同条例第９条第１項に規定する暴力団密接関係者に該当していません。

２　上記事実を確認するため、千葉県警察に照会された際に異議を申し立てません。

３　千葉市トライアル発注認定事業販売促進支援補助金交付要綱第３条第１項の要件

に該当し、同条第２項の欠格要件に該当しません。

４　本補助金で交付決定を受けた補助対象経費について、別の補助金で重複して交付を

受けません。

５　申請書の記載内容及び添付書類に一切の虚偽はありません。

６　事業の効果について市からの照会に応じ報告します。

７　関係する法令等の規定を遵守しています。

【参考】千葉市トライアル発注認定事業販売促進支援補助金交付要綱（抜粋）

（補助事業者）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、第８条の規定による交付申請を行う時点において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

（１）市内に実質的な主たる事業所を有し、中小企業等経営強化法（平成１１年法律第１８号）第２条第１項各号のいずれかに該当する者であること。

（２）千葉市トライアル発注認定事業の認定期間にある認定事業者であること。

（３）市税（延滞金を含む）の滞納がないこと。

（４）個人が申請する場合、成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者でないこと。

（５）原則として、同一商品について本補助金の交付を受けたことがないこと。

（６）第９条第１項に規定する補助金交付決定の日以降、千葉市が行う照会等に積極的に協力する意思があること。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当した者は、補助事業者の資格を失うも

のとする。

（１）千葉市暴力団排除条例（平成２４年千葉市条例第３６号）第２条に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員（以下「暴力団員」という。）がその事業活動を支配する者

（２）法人にあっては、代表者又は役員が暴力団員である者

（３）暴力団又は暴力団員に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

（４）法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者及び当該行為を行う恐れのある者

（５）脅迫的な言動又は暴力を用いる行為を行う者及び当該行為を行う恐れのある者

（６）風説を流布し、偽計又は威力を用いて千葉市の信用を棄損し、又は千葉市の業務を妨害する行為を行う者及び恐れのある者

（７）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条に規定する営業を行う者

（８）公序良俗に反する事業を行う者やアダルトサイト、出会い系サイト、マルチ商法、情報商材、ギャンブル等の公的な支援の対象として、不適切な事業を行う者

（９）宗教活動又は政治活動を目的とする者

（10）大企業及びみなし大企業

（11）前各号に準ずる行為を行う者

様式第５号（第９条関係）

千葉市指令経産第　　　号

所在地又は住所

名　　　　　称

代表者職氏名

千葉市トライアル発注認定事業販売促進支援補助金交付決定通知書

年　　月　　日付けで交付申請のありました千葉市トライアル発注認定事業販売促進支援補助金について、次のとおり交付を決定したので、千葉市トライアル発注認定事業販売促進支援補助金交付要綱第９条第１項の規定により、下記のとおり通知します。

　　年　　月　　日

千葉市長　　　　　　　　　印

記

１　補助金交付決定額　　　　　　　　　　　　　　　　　　金 　円

２　事業予定時期　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

※対象経費の支払完了予定日

３　交付の条件

（１）補助事業等の内容、経費の配分又は事業計画等の変更をする場合においては、あらかじめ市長に申請すること。ただし、補助金の使途若しくは金額又は事業計画の根幹となる部分の変更等以外で、軽微な変更と市長が認める場合は、申請を要しない。

（２）補助事業を中止又は廃止する場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。

（３）補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合に

　　は速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

（４）その他市長が必要と認める事項

審査請求等について

１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第６号（第９条関係）

千葉市指令経産第　　　号

所在地又は住所

名　　　　　称

代表者職氏名

千葉市トライアル発注認定事業販売促進支援補助金不交付決定通知書

年　　月　　日付けで交付申請のありました千葉市トライアル発注認定事業販売促進支援補助金について、審査の結果、交付決定に至りませんでしたので、千葉市トライアル発注認定事業販売促進支援補助金交付要綱第９条第３項の規定により、通知します。

　　年　　月　　日

千葉市長　　　　　　　　　印

１　不交付の理由

審査請求等について

１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第７号（第１１条関係）

　　　　年　　月　　日

千葉市トライアル発注認定事業販売促進支援補助金変更交付申請書

（宛先）千葉市長

申請者　所在地又は住所

名　　　称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　 （※）

（※）記名押印又は本人（代表者）が署名してください。

担当者　（氏名）

（連絡先電話番号）

　　　　　　　　　－　　　　　　－

（連絡先電子メールアドレス）

　　　　　　　　　 　　　　　　　 ＠

年　　月　　日付け千葉市指令　　第　　　号により、補助金の交付決定のあった千葉市トライアル発注認定事業販売促進支援補助金の事業計画等を変更したいので、千葉市トライアル発注認定事業販売促進支援補助金交付要綱第１１条の規定により、下記のとおり申請します。

記

１　変　更　内　容　　（変更前）

（変更後）

２　変更の理由

３　変更の予定年月日　　　　　　年　　月　　日

４　添　付　書　類

（１）変更に伴う関係書類

（２）その他市長が必要と認める書類

様式第８号（第１２条関係）

千葉市指令経産第　　　号

所在地又は住所

名　　　　　称

代表者職氏名

千葉市トライアル発注認定事業販売促進支援補助金変更交付決定通知書

年　　月　　日付けで変更交付申請のありました千葉市トライアル発注認定事業販売促進支援補助金について、次のとおり決定したので、千葉市トライアル発注認定事業販売促進支援補助金交付要綱第１２条第３項の規定により、下記のとおり通知します。

　　年　　月　　日

千葉市長　　　　　　　　　印

記

１　変更後補助金交付決定額　　　　　　金　　　　　　　　　円

２　変更前補助金交付決定額　　　　　　金　　　　　　　　　円

３　増減額　　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　円

４　交付決定額以外の変更内容

５　交付の条件

（１）補助事業等の内容、経費の配分又は事業計画等の変更をする場合においては、あらかじめ市長に申請すること。ただし、補助金の使途若しくは金額又は事業計画の根幹となる部分の変更等以外で、軽微な変更と市長が認める場合は、申請を要しない。

（２）補助事業を中止又は廃止する場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。

（３）補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合に

は速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

（４）その他市長が必要と認める事項

審査請求等について

１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第９号（第１２条関係）

千葉市指令経産第　　　号

所在地又は住所

名　　　　　称

代表者職氏名

千葉市トライアル発注認定事業販売促進支援補助金変更不交付決定通知書

年　　月　　日付けで変更交付申請のありました千葉市トライアル発注認定事業販売促進支援補助金について、審査の結果、変更交付決定に至りませんでしたので、千葉市トライアル発注認定事業販売促進支援補助金交付要綱第１２条第４項の規定により、通知します。

　　年　　月　　日

千葉市長　　　　　　　　　印

記

１　不決定の理由

審査請求等について

１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第１０号（第１３条関係）

千葉市トライアル発注認定事業販売促進支援補助金交付申請取下書

　　年　　月　　日

（宛先）千葉市長

申請者　所在地又は住所

名　　　称

代表者職氏名　　　 　（※）

（※）記名押印又は本人（代表者）が署名してください。

担当者　（氏名）

（連絡先電話番号）

　　　　　　　　　－　　　　　　－

（連絡先電子メールアドレス）

　　　　　　　　　 　　　　　　　 ＠

年　　月　　日付けで提出した千葉市トライアル発注認定事業販売促進支援補助金交付申請書を取り下げたく、千葉市トライアル発注認定事業販売促進支援補助金交付要綱第１３条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり届け出します。

記

１　交付申請取下げの理由

２　添付書類

（１） 取下げに伴う関係書類

（２）その他市長が必要と認める書類

様式第１１号（第１４条関係）

　　　　年　　月　　日

千葉市トライアル発注認定事業販売促進支援補助金事業中止（廃止）承認申請書

（宛先）千葉市長

申請者　所在地又は住所

名　　　称

代表者職氏名　　　　　　　　 　　（※）

（※）記名押印又は本人（代表者）が署名してください。

担当者　（氏名）

（連絡先電話番号）

　　　　　　　　　－　　　　　　－

（連絡先電子メールアドレス）

　　　　　　　　　 　　　　　　　 ＠

年　　月　　日付け千葉市指令　　第　　　号により、補助金の交付決定のあった千葉市トライアル発注認定事業販売促進支援補助金事業を中止（廃止）したいので、千葉市トライアル発注認定事業販売促進支援補助金交付要綱第１４条第１項の規定により、下記のとおり申請します。

記

１　中止（廃止）の内容

２　中止（廃止）の理由

３　中止（廃止）の予定年月日　　　　　　年　　月　　日

４　添　付　書　類

（１）事業計画の中止（廃止）に伴う関係書類

（２）その他市長が必要と認める書類

様式第１２号（第１４条関係）

千葉市指令経産第　　　号

所在地又は住所

名　　　　　称

代表者職氏名

千葉市トライアル発注認定事業販売促進支援補助金事業中止（廃止）承認通知書

年　　月　　日付けで申請のありました千葉市トライアル発注認定事業販売促進支援補助金事業中止（廃止）承認申請については、次のとおり承認しますので、千葉市トライアル発注認定事業販売促進支援補助金交付要綱第１４条第２項の規定により、通知します。

　　年　　月　　日

千葉市長　　　　　　　　　印

記

　　１　中止（廃止）の内容

　　２　中止（廃止）の理由

　　３　中止（廃止）の予定年月日　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

審査請求等について

１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第１３号（第１５条関係）

年　　月　　日

千葉市トライアル発注認定事業販売促進支援補助事業実績報告書

（宛先）千葉市長

申請者　所在地又は住所

名　　　称

代表者職氏名　　　　　　　　　　 　（※）

（※）記名押印又は本人（代表者）が署名してください。

担当者　（氏名）

（連絡先電話番号）

　　　　　　　　　－　　　　　　－

（連絡先電子メールアドレス）

　　　　　　　　　 　　　　　　　 ＠

年　　月　　日付け千葉市指令　　第　　　号により、補助金の交付決定のありました補助事業の実績について、千葉市トライアル発注認定事業販売促進支援補助金交付要綱第１５条第１項の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　補助金の交付決定額　　　　　　　　　　　　　　　　金 　 　円

２　補助対象経費の支払済額　　　　　　　　　　　　　　金 　 　円

３　補助対象経費の支払完了日　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

４　添付書類

（１）購入した物品、サービスの支払いを証明する書類

（２）補助事業の実施結果を示すもの（実物写真等）

（３）その他市長が必要と認める書類

様式第１４号（第１６条関係）

千葉市達経産第　　　号

所在地又は住所

名　　　　　称

代表者職氏名

千葉市トライアル発注認定事業販売促進支援補助金額確定通知書

年　　月　　日付け千葉市トライアル発注認定事業販売促進支援補助事業実績報告書等により、千葉市トライアル発注認定事業販売促進支援補助金額を確定したので、千葉市トライアル発注認定事業販売促進支援補助金交付要綱第１６条の規定により、下記のとおり通知します。

　　年　　月　　日

千葉市長　　　　　　　　　印

記

１　補助金の交付決定額　　　　　　　　　　　　　　　　金 　 　円

２　補助対象経費の支払済額　　　　　　　　　　　　　　金 　 　円

３　補助率　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２分の１

４　補助金の確定額　　　　　　　　　　　　　　　　　　金 　 　円

審査請求等について

１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第１５号（第１８条関係）

年　　　月　　　日

千葉市トライアル発注認定事業販売促進支援補助金交付請求書

（宛先）千葉市長

申請者　所在地又は住所

名　　　称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　（※）

（※）記名押印又は本人（代表者）が署名してください。

担当者　（氏名）

（連絡先電話番号）

　　　　　　　　　－　　　　　　－

（連絡先電子メールアドレス）

　　　　　　　　　 　　　　　　　 ＠

　　年　　月　　日付け千葉市達　　第　　　号千葉市トライアル発注認定事業販売促進支援補助金額確定通知書により確定した補助金の交付について、千葉市トライアル発注認定事業販売促進支援補助金交付要綱第１８条の規定により、下記のとおり請求します。

記

１　補助金の交付請求額　　　　金 　 　円

２　添付書類

（１）千葉市トライアル発注認定事業販売促進支援補助金交付決定通知書（様式第５号）の写し（千葉市トライアル発注認定事業販売促進支援補助金交付要綱第１２条第１項に規定する補助金の変更の交付決定を受けている場合には、千葉市トライアル発注認定事業販売促進支援補助金変更交付決定通知書（様式第８号）の写し）

（２）千葉市トライアル発注認定事業販売促進支援補助金額確定通知書（様式第１３号）の写し

（３）その他市長が必要と認める書類

様式第１６号（第１９条関係）

千葉市達経産第　　　号

所在地又は住所

名　　　　　称

代表者職氏名

千葉市トライアル発注認定事業販売促進支援補助金交付決定取消通知書

年　　月　　日付け千葉市指令　　第　　　号により通知した千葉市トライアル発注認定事業販売促進支援補助金交付決定の全額（一部）を取り消したので、千葉市トライアル発注認定事業販売促進支援補助金交付要綱第１９条第３項の規定により、下記のとおり通知します。

　　　　年　　月　　日

千葉市長　　　　　　　　　印

記

１　補助金の交付決定額　　　　金 　 　円

２　補助金の取消額　　　　　　金 　 　円

３　取消後の交付決定額　　　　金 　 　円

４　取　消　理　由

審査請求等について

１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第１７号（第２０条関係）

千葉市達経産第　　　号

所在地又は住所

名　　　　　称

代表者職氏名

千葉市トライアル発注認定事業販売促進支援補助金返還命令書

千葉市トライアル発注認定事業販売促進支援補助金交付要綱第２０条の規定によ

り、下記のとおり交付した補助金の返還を命ずる。

　　年　　月　　日

千葉市長　　　　　　　　　印

記

１　補助金の返還金額　　　　　　　金　 　円

２　補助金の返還を命ずる理由

３　補助金の返還期限　　　　　　　年　　　月　　　日

４　補助金の返還方法

審査請求等について

１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。